## (仮称) 日野市における障害への差別の解消を推進 するための基本方針(骨子案)

- 1 基本方針策定の目的 [趣旨]
- 2 基本方針の基本的な考え方
  - ①障害者施策を実施するための基本理念
  - ②定義

障害者 障害を理由とする差別 社会的障壁

- ③市の役割 (責任)
- ④市民及び事業者等との協働
- 3 基本方針に係る対象分野
  - ・日常生活及び社会生活全般に係る分野(雇用分野を除く)例:福祉、医療保健、教育、文化・スポーツ、公共施設、公共交通、 情報、防災等)
- 4 不当な差別的取扱い
  - ・不当な差別的取扱いの基本的な考え方 行政機関、事業者等は禁止
  - ・不当な差別とならい正当な理由の判断について
  - \*検討:「事例]:別添「事例集」若しくは「解釈」として作成するか
- 5 合理的配慮
  - ・合理的配慮の基本的な考え方 行政機関は義務、事業者等は努力義務
  - ・過重な負担の基本的な考え方
  - \*検討:別添「事例集」若しくは「解釈」として作成するか
- 6 市等が講ずべき基本的な事項
  - ・基本的方向性 職員が適切に対応できるようにする取組み
  - ・日野市職員対応要領の作成を検討(障害のある方の意見の反映) 市からの情報提供の在り方 職員への研修・啓発他

- ・情報発信について 市内の差別事例等の収集とそれらの情報の提供
- ・環境の整備-ユニバーサル条例・公共施設等総合管理計画によるハード面の対応
- ・啓発活動-差別を生まない環境づくり (市民・事業者の障害に関する理解の促進)
- ・障害者保健福祉ひの6か年プランへの反映
- ・相談体制について
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営

(障害者差別解消法17条)

- 7 事業者が講ずべき基本的な事項
  - ・ 基本的な考え方 各事業分野を所管する主務大臣の作成した「対応指針」により対応
- 8 その他、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策について